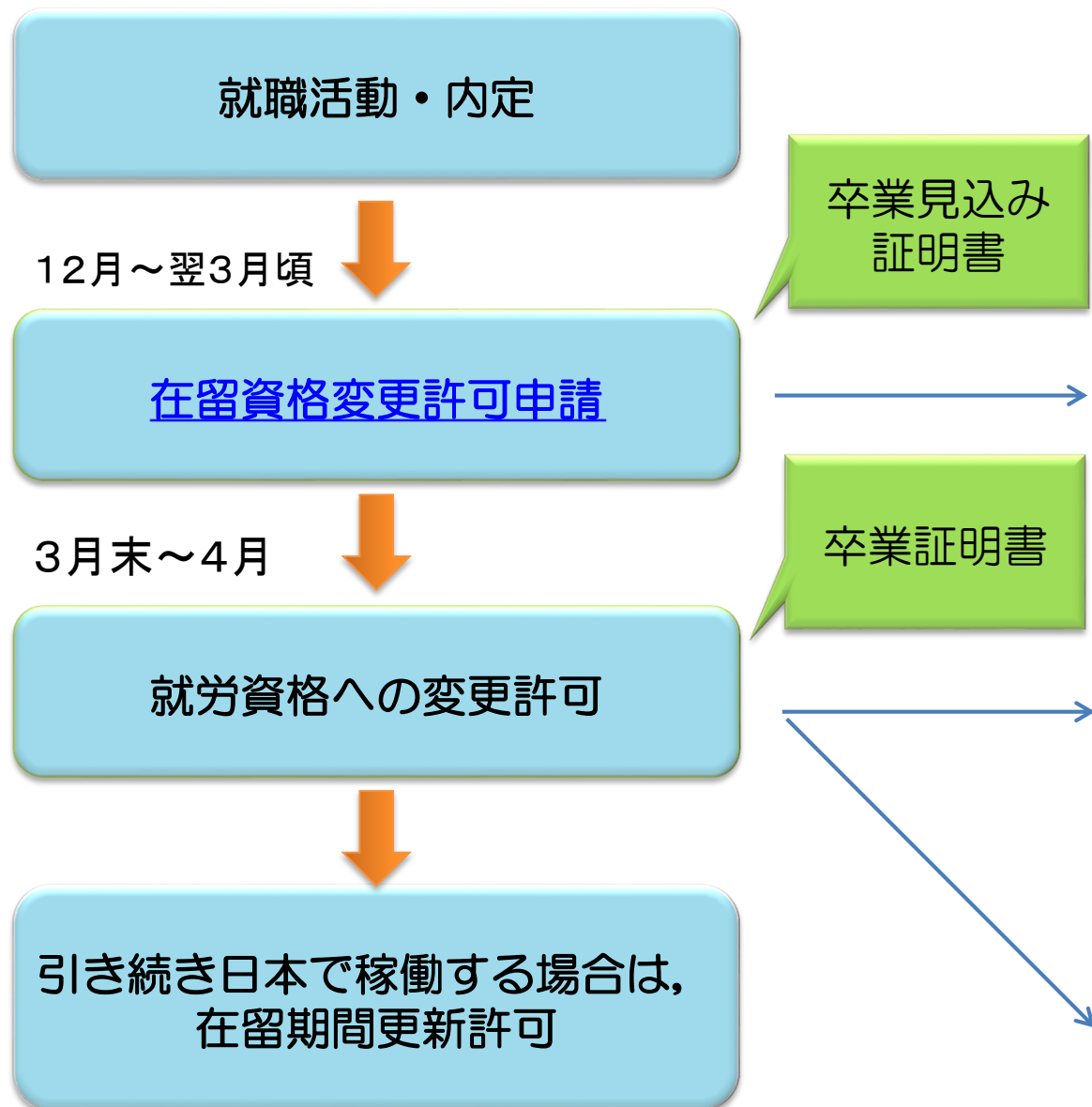


「留学」から就労資格への変更手続の流れ ～4月入社モデルケース～



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan



申請に必要なもの

- 在留資格変更許可申請書
 - 日本での活動内容に応じた資料
(在留資格や勤務先の規模により、必要書類が異なります。)
- 申請は、卒業見込み証明書で受付が可能です。許可時には、卒業証明書が必要です。

在留資格変更許可について

行おうとする活動内容が、在留資格に該当するか、上陸基準省令に適合するか、また、これまでの在留状況等の全てを総合的に考慮して、在留を認めるに足りる相当の理由があるか否かの審査を行います。

許可される在留期間について

雇用契約期間、業務内容、報酬のほか、在留状況（「留学」での在留期間中の活動状況）等全てを総合的に考慮して個別に決定されます。